

わーくさぽーと 阿久和

就労継続支援 B 型事業 利用契約書

(利用者)

利用者氏名 _____

利用開始日 令和 年 月 日

(事業者)

所在地 神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南 4 - 8 - 2 9 4

事業者名 社会福祉法人 恵正福社会 わーくさぽーと阿久和

利用者又は利用者代理人(以下「利用者等」と社会福祉法人 恵正福社会（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供する就労継続支援 B 型事業について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立支援と社会経済活動への参加を促進するために、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して就労の機会の提供および生産活動の機会の提供。その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

(個別支援計画)

第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

2 作成した個別支援計画書案を利用者又は利用者等に対して説明し、その同意を得た上で決定するものとします。

3 同意が得られた個別支援計画書を利用者又は利用者等に交付するものとします。

4 個別支援計画作成後、6 ヶ月毎に 1 回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い、個別支援計画の見直しを行ないます。また事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第 1 条に規定するサービスの目的に従い、個別支援計画の変更を行ないます。

- ① 利用者の心身の状況等の変化により、個別支援計画書を変更する必要がある場合
- ② 利用者又は利用者等が個別支援計画書の変更を希望する場合

- 5 事業者は、前項に定める個別支援計画書の変更を行なう場合には、変更された個別支援計画案を利用者又は利用者等に対して説明し、その同意を得た上で決定するものとします。
- 6 事業者は、作成されたサービスに基づき、利用者に対して、各種サービスを提供します。各種サービスの内容は、別に定める重要事項説明書に記載したとおりの内容です。
- 7 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は利用者等に対して、同サービスの内容及び提供方法を説明し同意を得るものとします。
- 8 事業者は、訓練等給付費対象外サービスとなる有料の各種サービスとして、別に定める重要事項説明書に記載したとおり提供するものとします。

(サービス内容)

第4条 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容(訓練等給付費対象外サービス)については別紙のとおり契約をします。

- 2 サービス提供は、事業所の生活支援員等の従事者があたります。
- 3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術を持って行います。
- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービス提供を致します。
- 5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上支援を行います。

(利用料金のお支払い及びその滞納)

第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内

容の料金(厚生労働大臣の定める額。但し軽減の適用あり)の所定の利用者負担額を支払います。但し、訓練等給付費等については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接払う必要はありません。また、契約期間中に障害者総合支援法支法等の関係法令の改正により、利用者負担額が改定となった場合には事業者は法令改正後、速やかに利用者又は利用者等に対して、改定後の金額を通知し、この契約の継続について確認するものとします。

2 利用者又は利用者等は、サービス提供を受けた対価として、前項の費用を基に月毎に計算された利用者負担金を事業者に支払うものとします。但し、1ヶ月に満たない期間の利用者負担額は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

3 事業者は、利用者が訓練等給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。

4 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービス内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

5 利用者又は利用者等が、正当な理由なく、事業者に支払うべき利用料を90日以上滞納した場合には、事業者は、30日以上を定めてその支払いを催告し、期間満了までに利用者負担金の支払いがないときに限り、文書により、この契約を解除できるものとします。

6 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、利用者又は利用者等、その他利用者と相応の関係を有する者、市町村の関係機関等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

(生産活動及び就労に向けての支援と工賃の支払い)

第6条 事業者は個別支援計画において生産活動の内容や職業実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援の内容を定め、利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供します。

- 2 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
- 3 作業時間、作業量が利用者に過度の負担とならないように配慮します。
- 4 生産活動や就労に向けての支援の機会の提供に当たっては、防塵装備又は消火設備などの安全に配慮します。
- 5 事業者は、生産活動及び就労に向けての支援(職場実習等)における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者に支払いします。
- 6 公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携をとりながら就労に向けての支援を行います。

(サービスの提供の記録の整備とその開示)

第7条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

- 2 利用者及び利用者の個人情報の開示を求め得る者は、別に定める重要事項説明書に記載のとおり、所定の手続きにより、業者に対して、いつでも、前項の記録の開示を求めることができます。

(他のサービス提供者との連携)

第8条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行なう者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(説明義務)

第9条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行ないます。

(サービス利用のキャンセル)

第10条 利用者は、サービス利用のキャンセルをする場合は、サービス利用予定日の3日前までに当事業所までにお申し出ください。

(相談及び援助)

第11条 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行ないます。

(健康管理)

第12条 事業者は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連携調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

第13条 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

(緊急時の援助)

第14条 事業者は、サービス提供に際して、利用者の急変、体調不良、事故等がみられた場合には、利用者代理人等への連絡その他適切な措置を迅速に行うと共に、速やかに医療機関での診察を依頼します。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとします。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止のための措置)

第16条 事業者は、利用者への虐待防止のため、次の対応を行います。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止責任者 管理者 知久 育弘

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底。

(感染症対策に関する事項)

第17条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の対応を行うように努めます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの継続的な提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持し、正当な理由がない限り、利用中及び利用後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

3 事業者は、個人情報の保護、使用について、利用者又は利用者等に対して説明し、その同意を得るものとします。

(苦情解決)

第20条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情があった場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または利用者等に文書で報告します。

3 事業者は利用者及びその家族が苦情を申し立てした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第21条 利用者は、指定就労継続支援B型の利用の契約を終了する場合は14日以上
上の予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解除す
ることができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項
に該当する行為を行なった場合には、利用者はただちに契約を解除すること
ができます。

- (1) 事業者もしくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉
サービスを実施しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つ
ける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

2 事業者は、やむ得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期
間を置いて理由を指示した文章で通知することによりこの契約を解除すること
ができます。但し、利用者が以下の事由に該当する場合には、契約を解除するこ
とができます。

- (1) 利用者又は利用者等が、正当な理由なく、事業者に支払うべき利用料を90
日以上滞納した場合には、事業者は30日以上を定めてその支払いを催
告し、期間満了までに利用料の支払いがない時限り、文書により、この契約を解
除できるものとします。
- (2) 利用者の行動が、他の利用者、事業者もしくはサービス提供職員等の生命
・身体・財産・信用等を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大
な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

- (3) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序違反をなし、その改善の見込みがない場合。
- (4) 天災、災害、事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用できない場合。
- (5) 利用者が継続して90日を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合は、又は現に継続し90日を超えて入院した場合。
- (6) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第22条 事業者は、サービス提供により、事故が発生し、利用者に損害が発生した場合には、速やかに関係市町村及び家族などに連絡をして必要な措置を講じます。また、事故の状況及び処置について記録します。

2 天変地異などの不可抗力による場合を除き、事業者の責任に帰すべき事由がある場合には、事業者が事故発生に備えて加入した損害保険の限度内において、速やかに利用者の損害を賠償致します。

3 利用者に重過失がある場合には、事業者は、損害賠償を免除される。または損害賠償の額を減額することができます。

4 利用者及び利用者等に帰すべき事由により、事業者が損害を受けた場合には、利用者及び利用者等は連帯して事業者はその賠償をするものとします。

(協力義務)

第23条 利用者は、事業者が利用者のためにサービスを提供するにあたり、可能な限り、事業者に協力しなければなりません。

2 利用者及び利用者等、その他利用者と相応の関係を有する者は、事業者が利用者のためにサービスを提供するにあたり、互いに連携し、可能な限り、事業者と協力しなければなりません。

(身元引受人)

第 24 条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者の責任により事業者に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害の賠償をすること。
- (2) 契約解除又は解約終了後の場合、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第 25 条 契約に定められてない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として本契約書を2通作成し利用者又は利用者等及び事業者は、署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 氏 名 印

住 所

(利用者代理人) 氏 名 印

利用者との関係

(立会人) 氏 名 印

利用者との関係

(事業者) 所在地 神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南4-8-294

事業者名 社会福祉法人 恵正福祉会 わーくさぽーと阿久和

代表者氏名 理事長 相澤 隆二 印

(説明者) 職 種

氏 名 印